

「自己資本の構成に関する開示事項」

<みずほ銀行>

平成26年9月末

【単体】

(単位：百万円、%)

項目	金額	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	5,515,892		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,690,856		1a
うち、利益剰余金の額	1,825,035		2
うち、自己株式の額()	-		1c
うち、社外流出予定額()	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	205,842	823,369	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,721,734		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48,954	195,816	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	48,954	195,816	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	2,213	8,855	11
適格引当金不足額	14,469	57,709	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	396	1,585	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	51,701	206,805	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	13,398	53,595	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	126,706		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,595,028		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,175,035		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,289		
うち、為替換算調整勘定の額	1,289		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,173,745		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	40	160	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	31,149	124,597	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	30,524		
うち、のれん相当額	-		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,585		
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 相当額	28,938		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	61,714		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	1,112,031		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	6,707,059		45

【単体】

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	264,175	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,166,741	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	908	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	908	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	541,317	
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	461,470	
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	79,847	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,973,141	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	11,274	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	51,000	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	30,317	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	1,378	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	28,938	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	92,591	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,880,550	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	8,587,609	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,127,642	
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)に関連するものの額	195,816	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)に関連するものの額	-	
うち、前払年金費用に関連するものの額	206,805	
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するものの額	725,021	
リスク・アセットの額の合計額 (ロ)	53,175,444	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ロ))	10.52%	61
Tier1 比率 ((ト) / (ロ))	12.61%	62
総自己資本比率 ((ル) / (ロ))	16.14%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	597,860	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	129,388	73
無形固定資産 (モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	76,054	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	908	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,844	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	284,198	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,175,035	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	223,139	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,277,142	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85